



高圧ガス保安協会  
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

令和5年度新エネルギー等の保安規制高度化事業  
(新エネルギー技術等の安全な普及のための高圧ガス技術基準作成)

# 燃料電池関連規制見直しに係る新制度の説明 (一般高圧ガス保安規則等関係)

2024年3月

特別民間法人高圧ガス保安協会

機器検査事業部門

保安技術部門

# 1 新制度に関する法令等の改正状況

- 高圧ガス保安法（令和4年6月22日 法律第74号）
- 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
(令和5年9月6日 政令第275号)
- 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令  
(令和5年9月6日 政令第276号)
- △ 一般高圧ガス保安規則（令和5年12月21日 省令第61号）
- △ コンビナート等保安規則（令和5年12月21日 省令第61号）
- △ 容器保安規則（令和5年12月21日 省令第61号）
- △ 国際相互承認に係る容器保安規則（令和5年12月21日 省令第61号）
- 容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示  
(令和5年12月21日 告示第167号)
- 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（令和5年12月21日 告示第167号）
- 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）  
(令和5年12月21日 20231212保局第1号)

法令等に関しては、次のように略語を使用しています。

略称	正式名称
高压法	高压ガス保安法
車両法	道路運送車両法
政令	高压ガス保安法施行令
一般則	一般高压ガス保安規則
コンビ則	コンビナート等保安規則
容器則	容器保安規則
国際容器則	国際相互承認に係る容器保安規則
政令関係告示	高压ガス保安法施行令関係告示
容器則細目告示	容器保安規則に基づき容器的規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示
国際容器則細目告示	国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器的規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示
基本通達	高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） 20200715保局第1号 令和2年8月6日

## 2 一般高圧ガス保安規則等関係

### 2.1 高圧法の適用除外となる自動車への高圧ガス充填等に係る取扱い明確化

#### ○改正内容

#### 一般高圧ガス保安規則（代表例）

改正後	改正前
<p>（圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準）</p> <p>第七条（略）</p> <p>五 <u>燃料装置用容器</u>に圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イ <u>燃料装置用容器</u>とディスペンサーとの接続部分を外してから車両を発車させること。</p> <p>三 <u>燃料装置用容器</u>に縮天然ガスを充填するときは、<u>当該燃料装置用容器</u>に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。</p>	<p>（圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準）</p> <p>第七条（略）</p> <p>五 <u>圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器</u>に当該圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イ <u>容器</u>とディスペンサーとの接続部分を外してから車両を発車させること。</p> <p>三 <u>圧縮天然ガスを容器</u>に充填するときは、<u>容器</u>に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。</p>

## 2 一般高圧ガス保安規則等関係

### 2.1 高圧法の適用除外となる自動車への高圧ガス充填等に係る取扱い明確化

#### ◆解説

- 車両法が適用されるFCV等の容器及びその容器内の高圧ガスについては高圧法の適用除外となるが、適用除外のFCV等の容器に充填されるまでの高圧ガス及びその充填行為は、引き続き高圧法の規定が適用されます。
- 上記から、車両法適用下の容器及び高圧法適用下の容器の双方に対し、圧縮水素スタンド等に係る技術基準が適用されることを明確にするために、必要な箇所について「燃料装置用容器」の用語により統一するなど改正されました。
- 改正対象は、  
一般則第7条、第7条の2、第7条の3、第7条の4、第8条、第8条の2、第12条、第12条の2、第12条の3 など  
コンビ則第7条、第7条の2、第7条の3 など

## 2 一般高圧ガス保安規則等関係

### 2.1 高圧法の適用除外となる自動車への高圧ガス充填等に係る取扱い明確化

#### ◆解説（つづき）

- ・上記の省令改正を受け、基本通達も改正されました。

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高圧ガス保安法関係

改正後	改正前
<p>第3条関係（適用除外）</p> <p><u>（1）第1項第5号中「運行の用に供する自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車検査証が有効である自動車をいい、当該自動車の装置内の高圧ガスについて高圧ガス保安法の適用が除外されることから、当該装置に組み込まれる容器については道路運送車両法が適用され、高圧ガス保安法第41条から第56条の2の2まで及び第60条から第63条までの規定は適用されないこととなる。当該容器に係る高圧ガス保安法の適用除外は、高圧ガス保安法第41条の規定が適用されないため、その製造段階からであるが、「運行の用に供する自動車」の装置に組み込まれる容器でなくなった場合のため、高圧ガス保安法第49条の4の2及び第56条第5項を規定している。</u></p>	<p>第3条関係（適用除外）</p> <p><u>（1）第1項第6号中「電気工作物」の適用範囲となる「液化ガス用貯槽」は、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の全部を改正する省令（平成9年通商産業省令第51号）」の施行に伴い、平成9年6月1日以降に施設されるものについては、燃料用以外の液化ガス用貯槽も対象に含めるものとし、同年6月1日現在で施設され、又は施設に着手されているものについては、「液化ガス燃料設備」に限られるものとする。</u></p>

# 2 一般高圧ガス保安規則等関係

## 2.1 高圧法の適用除外となる自動車への高圧ガス充填等に係る取扱い明確化

### ◆解説（つづき）

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高圧ガス保安法関係

改正後	改正前
<p>第3条関係（適用除外）</p> <p><u>また、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則及び本内規中「○○を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」及び「燃料装置用容器」の燃料装置用容器は、高圧ガス保安法の適用を受ける「容器」だけではなく、道路運送車両法の適用を受ける「容器」も対象とするものであるので注意すること。例えば、圧縮水素スタンドは、圧縮水素を充填する燃料装置用容器がどちらの法律の適用を受けるものであったとしても、従前と同様に高圧ガス保安法の適用を受ける製造設備であることに変わりはない。</u></p> <p><u>なお、「燃料装置用容器」とは、高圧ガスを燃料として使用する車両に固定され、専ら走行の用に供するための燃料を貯蔵するものをいい、電源車のような専ら外部への給電の用に供する燃料を貯蔵するもので、その燃料の一部を走行の用に供する機構を持つものについては、具体的には道路運送車両法における判断によるところとなる。</u></p>	<p>第3条関係（適用除外）</p>

## 2 一般高圧ガス保安規則等関係

### 2.2 保安台帳を備えることを要しない場合（保安台帳の不要化）

#### ○改正内容

#### 一般高圧ガス保安規則

改正後	改正前
<p>(販売業者等に係る技術上の基準)</p> <p>第四十条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること（<u>高圧ガス</u>を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に<u>高圧ガス</u>を充填して販売する場合を除く。）。</p>	<p>(販売業者等に係る技術上の基準)</p> <p>第四十条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること（<u>圧縮水素</u>を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に<u>充填する圧縮水素</u>を販売する場合を除く。）。</p>



## 2 一般高圧ガス保安規則等関係

### 2.2 保安台帳を備えることを要しない場合（保安台帳の不要化）

#### ◆解説

- ・ 高圧ガス販売業者等は、技術基準の定めるところにより高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳<sup>1)</sup>（**保安台帳**）を備えなければならない。

注<sup>1)</sup> 保安台帳には、「引渡先の名称及び所在地」、「引渡先に対する販売上の責任者」などを記載

- ・ 圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する圧縮水素を販売する場合には、**保安台帳は不要**とされています。（平成31年（2019年）1月11日省令第2号の改正により措置）
- ・ **圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドの場合**も、圧縮水素スタンドと同様に車両の燃料用天然ガスの充填を行うのみであり、販売先の保安状況を個別に記載しなくても保安上の問題はないことから、**保安台帳を不要**とすることとなりました。
- ・ 上記から、該当条文中「**圧縮水素**」が「**高圧ガス**」と改正されました。

# 2 一般高圧ガス保安規則等関係

## 2.3 販売主任者の選任を要しない場合

### ○改正内容

#### 一般高圧ガス保安規則

改正後	改正前
<p>(販売主任者の選任等)</p> <p>第七十二条 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスは、アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素の容量が全容量の四十パーセント未満のものを除く。<u>次項</u>において同じ。）、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素（圧縮水素を燃料として使用する車両に<u>固定した</u>燃料装置用容器に充填する圧縮水素（以下この項において「車両用圧縮水素」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンドにおいて販売される車両用圧縮水素を除く。<u>次項</u>において同じ。）、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランとする。</p>	<p>(販売主任者の選任等)</p> <p>第七十二条 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスは、アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素の容量が全容量の四十パーセント未満のものを除く。<u>以下この条</u>において同じ。）、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素（圧縮水素を燃料として使用する車両に<u>固定された</u>燃料装置用容器に充填する圧縮水素（以下この項において「車両用圧縮水素」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンドにおいて販売される車両用圧縮水素を除く。<u>以下この条</u>において同じ。）、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランとする。</p>

## 2 一般高圧ガス保安規則等関係

### 2.3 販売主任者の選任を要しない場合

#### ○改正内容（つづき）

#### 一般高圧ガス保安規則

改正後	改正前
<p>(販売主任者の選任等)</p> <p>第七十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第一項の規定にかかわらず、天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する天然ガス（以下この項において「車両用天然ガス」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮天然ガススタンド又は液化天然ガススタンドにおいて販売される車両用天然ガスは、法第二十八条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスには該当しないものとし、当該圧縮天然ガススタンド又は液化天然ガススタンドにおいて車両用天然ガスを販売する者については、前項の規定は適用しない。</u></p>	<p>(販売主任者の選任等)</p> <p>第七十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

## 2 一般高圧ガス保安規則等関係

### 2.3 販売主任者の選任を要しない場合

#### ◆解説

- ・ 圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスの製造と販売を別法人が担っている場合、販売を行う事業者は販売主任者の選任が必要であったが、製造を担っている事業者が販売業者の販売に際しての保安確保の実施も担う関係が確認できる場合（詳細は基本通達に規定）は、**販売主任者の選任が不要**とされています。（平成31年（2019年）1月11日省令第2号の改正により措置）



- ・ **圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドの場合も、上記と同様の考えで販売主任者を不要**とできる場合について規定されました。
- ・ 一般則第72条に第3項を新設する等の改正が行われました。

# 2 一般高圧ガス保安規則等関係

## 2.3 販売主任者の選任を要しない場合

### ◆解説（つづき）

- ・上記の省令改正を受け、基本通達も改正（整理）。

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

改正後	改正前
<p>第72条関係</p> <p>(1) 第1項及び第2項において、販売主任者の選任が不要となる、「圧縮水素を燃料として使用する車両に<u>固定した燃料装置用容器</u>に充填する圧縮水素（以下この項において「車両用圧縮水素」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンド」<u>及び「天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する天然ガス（以下この項において「車両用天然ガス」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮天然ガススタンド又は液化天然ガススタンド」</u>とは、以下の要件を満たすものをいう。</p> <p>① <u>車両用圧縮水素又は車両用天然ガス</u>の販売を行う<u>圧縮水素スタンド、圧縮天然ガス又は液化天然ガススタンド</u>において、<u>その車両用圧縮水素又は車両用天然ガス</u>に関する高圧ガスの製造を行う者が第一種製造者であること。</p>	<p>第72条関係</p> <p>(1) 第1項及び第2項において、販売主任者の選任が不要となる、「圧縮水素を燃料として使用する車両に<u>固定された燃料装置用容器</u>に充填する圧縮水素（以下この項において「車両用圧縮水素」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンド」とは、以下の要件を満たすものをいう。</p> <p>① <u>車両用圧縮水素</u>の販売を行う<u>圧縮水素スタンド</u>において、<u>車両用圧縮水素</u>に関する高圧ガスの製造を行う者が第一種製造者であること。</p>

# 2 一般高圧ガス保安規則等関係

## 2.3 販売主任者の選任を要しない場合

### ◆解説（つづき）

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

改正後	改正前
<p>第72条関係</p> <p>② <u>車両用圧縮水素又は車両用天然ガス</u>に関する高圧ガスの製造を行う第一種製造者において、<u>その車両用圧縮水素又は車両用天然ガス</u>の販売の保安に関する業務の実施を第一種製造者が実施し、その監督を保安統括者又は一般高圧ガス保安規則第64条第2項第5号に規定する保安について監督する者（保安監督者）が行う体制が構築され、契約等に基づき担保されていること。</p> <p>なお、販売に関する保安上の責任は上記契約等が結ばれた場合においても、法第20条の4に基づく販売業者が最終的な責任を負うことには変わりがないので念のため。</p> <p>③ （略）</p> <p>(2) （略）</p>	<p>第72条関係</p> <p>② <u>車両用圧縮水素</u>に関する高圧ガスの製造を行う第一種製造者において、<u>車両用圧縮水素</u>の販売の保安に関する業務の実施を第一種製造者が実施し、その監督を保安統括者又は一般高圧ガス保安規則第64条第2項第5号に規定する保安について監督する者（保安監督者）が行う体制が構築され、契約等に基づき担保されていること。</p> <p>なお、販売に関する保安上の責任は上記契約等が結ばれた場合においても、法第20条の4に基づく販売業者が最終的な責任を負うことには変わりがないので念のため。</p> <p>③ （略）</p> <p>(2) （略）</p>

# 3 その他（基本通達関係）

## 3.1 高压法第5条関係（製造）

### ○改正内容

高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

（1）高压ガス保安法及び高压ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高压ガス保安法関係

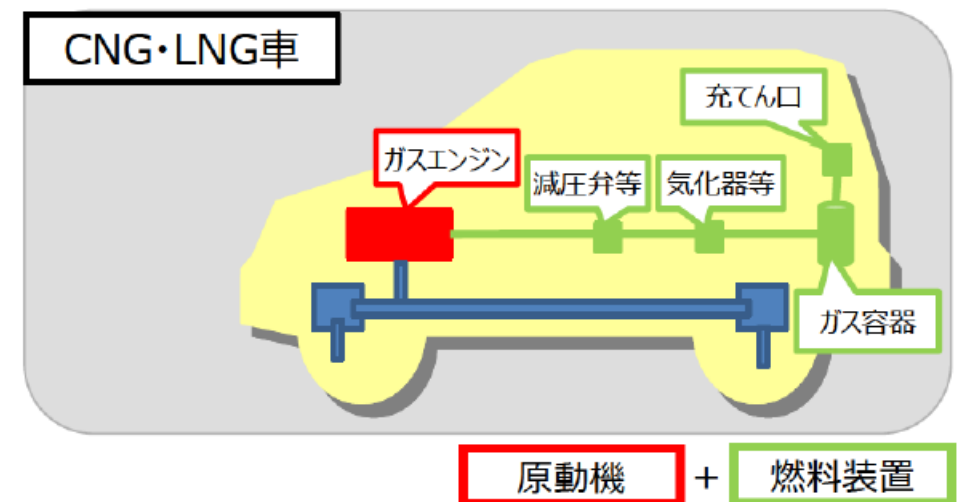
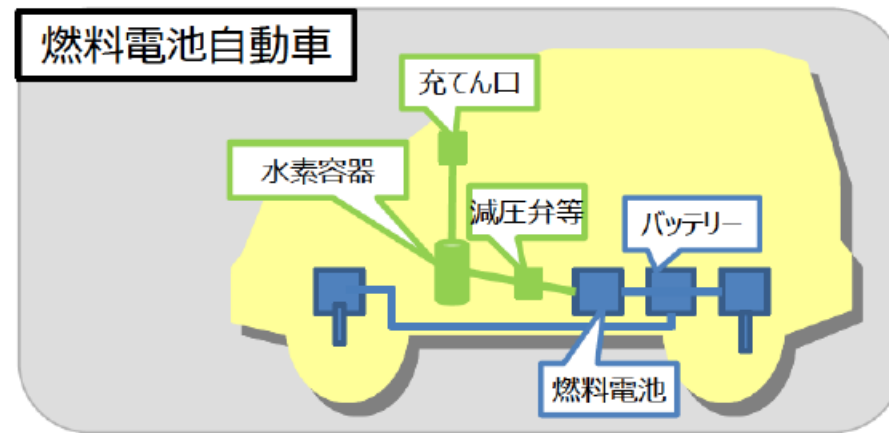
改正後	改正前
<p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）<u>道路運送車両法第41条第1号の原動機又は第6号の燃料装置において、専ら走行の用に供されることを目的として行われる加圧、圧縮、減圧又は気化（走行のための整備を目的として行われる常用の圧力以下の圧力での加圧、圧縮、減圧又は気化にあっては、これを含む。）</u>については、第1項第1号の「高压ガスの製造」には該当しないものとする。</p> <p>（4）～（11）（略）</p>	<p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）<u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第1号の原動機又は第6号の燃料装置において、専ら走行の用に供されることのみを目的として行われる加圧又は圧縮（走行の用に供するための整備を行う際に、常用の圧力以下の圧力で加圧又は圧縮することを含む。）</u>については、第1項第1号の「高压ガスの製造」には該当しないものとする。</p> <p>（4）～（11）（略）</p>

# 3 その他（基本通達関係）

## 3.1 高圧法第5条関係（製造）

### ◆解説

- 改正前の基本通達の内容は、主に液化石油ガス自動車を想定した内容であった。  
燃料電池自動車、圧縮天然ガス・液化天然ガス自動車の燃料装置を踏まえ、当該燃料装置で行われる高圧法の製造行為に該当するもの（減圧及び気化）についても、高圧法の製造行為に該当しないものと整理されました。



2022年12月15日 第21回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガス小委員会 資料1より抜粋



# 3 その他（基本通達関係）

## 3.2 高压法第16条及び第17条の2関係（貯蔵）

### ○改正内容

高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

（1）高压ガス保安法及び高压ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高压ガス保安法関係

改正後	改正前
<p>第16条関係（貯蔵所）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）高压ガスを燃料として使用する車両に固定した<u>燃料装置用容器（当該高压ガスが液化石油ガスの場合にあつては、容器）内の高压ガス及び一つの容器内の高压ガス（容積が0.15m<sup>3</sup>以下のものに限る。）</u>の貯蔵量については、<u>他の高压ガスの貯蔵量と合算しないこととする。</u>また、当該容器内の高压ガスについては、本条を適用しないこととする。</p>	<p>第16条関係（貯蔵所）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び一つの容器内のガスの容積が0.15m<sup>3</sup>以下の場合については、<u>当該容器内の高压ガスの貯蔵量を、貯蔵所の貯蔵量と合算しないこととする。</u>また、当該容器内の高压ガスについては、本条を適用しないこととする。</p>
<p>第17条の2 関係</p> <p>（1）貯蔵所の貯蔵量の算出及び高压ガスを燃料として使用する車両に固定した<u>燃料装置用容器（当該高压ガスが液化石油ガスの場合にあつては、容器）</u>の取扱いは、第16条と同様とする。</p> <p>（2）（略）</p>	<p>第17条の2 関係</p> <p>（1）貯蔵所の貯蔵量の算出及び高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器の取扱いは、第16条と同様とする。</p> <p>（2）（略）</p>

# 3 その他（基本通達関係）

## 3.2 高压法第16条及び第17条の2関係（貯蔵）

### ◆ 解説

- 上記2.1のとおり、関係規則等の改正を行い「燃料装置用容器」の用語に適正化を図ったが、**液化石油ガス自動車については車両法へ移行しないため、必要な整理が行われました。**

登録された車両を高压ガス保安法の適用除外とし、          を規制見直しの対象と想定。

車両カテゴリー		道路運送車両法の規定 (道路運送車両法施行規則第1条、第2条)		例（四輪）	例（二輪）	ガス種※	
自動車	普通自動車	小型自動車・軽自動車(軽)・大型特殊自動車(大特)・小型特殊自動車(小特)以外の自動車		普通乗用車(3ナンバー) 大型トラック(1ナンバー) バス	-	圧縮水素 (CHG)	
	小型自動車	四輪以上 4.7x1.7x2.0m以下 2L以下 軽・大特・小特以外	二輪・三輪で、 軽・大特・小特以外	小型乗用車(5ナンバー) 小型トラック(4ナンバー)	251cc以上		圧縮天然ガス (CNG)
	軽自動車	三輪以上 3.4x1.48x2m以下 0.66L以下 大特・小特以外	二輪 2.5x1.3x2m以下 0.25L以下 大特・小特以外	軽自動車(軽四)	126cc~250cc (軽二輪)		液化天然ガス (LNG)
	大型特殊自動車	小特以外の特殊な構造の自動車		ショベルローダ、ロードローラ、フォークリフト、ロータリ除雪自動車、ホイールクレーン等の特殊な構造の自動車		液化石油ガス (LPG)	
	小型特殊自動車	4.7x1.7x2.8m以下かつ15km/h以下の特殊な構造の自動車 又は 35km/h未満の農耕作業用自動車		農耕トラクタ等の農耕作業用自動車			
原動機付自転車(原付)	三輪以上 0.050L以下 0.60kW以下	二輪 0.125L以下 1.00kW以下	50cc以下 0.60kW以下	125cc以下 1.00kW以下			

※主に自動車の動力伝達装置の駆動用燃料として使用するもの

# 3 その他（基本通達関係）

## 3.3 高压法第24条の2関係（消費）

### ○改正内容

高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

（1）高压ガス保安法及び高压ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高压ガス保安法関係

改正後	改正前
第24条の2 関係（消費） <u>（1）（略）</u> <u>（2）圧縮水素を燃料とする車両の製造又は輸入した者が、その製造又は輸入した車両の走行の用に供する燃料電池設備による外部への給電について性能検査をするために、当該車両に固定した燃料装置用容器内の圧縮水素を燃料とする試運転は、高压ガスの「消費」に含まないものとする。</u>	第24条の2 関係（消費） （略） （新設）

### ◆解説

電源車等のように大量に圧縮水素ガスを搭載する場合の特定高压ガス消費の扱いについて、性能検査のための試運転については該当しないものと整理されました。

# 3 その他（基本通達関係）

## 3.4 一般則第49条及び第50条関係（移動）

### ○改正内容

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

改正後	改正前
<p><u>第49条関係</u></p> <p><u>（1）第2項柱書き中「高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合」とは、当該車両の走行に伴い、当該燃料装置用容器内の高圧ガスが移動する場合のことをいう。</u></p> <p><u>（2）第2項第1号及び第2号中「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる距離内で行う移動をいい、再資源化の目的外での移動は認められない。</u></p>	<p>（新設）</p>

# 3 その他（基本通達関係）

## 3.4 一般則第49条及び第50条関係（移動）

### ○改正内容（つづき）

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

改正後	改正前
<p>第50条関係</p> <p>（1）本条中「<u>充填容器等</u>」には、<u>道路運送車両法の適用を受ける「燃料装置用容器」は含まれないが、高圧ガス保安法の適用を受ける「燃料装置用容器」も同様であり、本条において、燃料装置用容器内の高圧ガスの移動について適用する規定は、<u>第3号及び第4号</u>である。そのため、例えば、高圧ガスを燃料として使用する車両とガソリン自動車について、それらを同一の運搬車両に積載して輸送する場合に、<u>高圧ガスと危険物とを混載しての高圧ガスの移動とはならないので念のため。</u></u></p> <p>（2）<u>第3号及び第4号中「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる距離内で行う移動をいい、再資源化の目的外での移動は認められない。なお、これらの号は、高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器内の高圧ガスについて、当該車両が<u>他の車両に積載又は牽引され、当該他の車両の走行に伴い、移動する場合のものとする。</u></u></p>	<p>第50条関係 （新設）</p> <p>（1）<u>第3号中「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる距離内で行う移動をいい、再資源化の目的外での移動は認められない。</u></p>

# 3 その他（基本通達関係）

## 3.4 一般則第49条及び第50条関係（移動）

### ○改正内容（つづき）

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

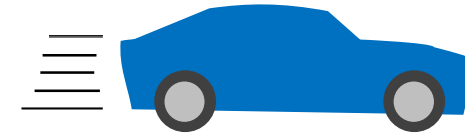
改正後	改正前
<p>第50条関係</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> 第11号については、アルシン又はセレン化水素を移動するに当たり、第8号に規定する防災資材の携行に加えて講じなければならない措置を定めたものである。</p> <p>なお、本号でいう「除害の措置」とは、47リットル容器で5本相当以上を積載する場合にあっては、除害装置又は漏えいした容器を収納するための容器収納筒、ガス検知器（ガス検知管を含む。）等の積載及び特別な緊急時対応措置を講ずることをいい、<u>47リットル容器で5本相当未満を積載する場合にあっては、ガス検知器（ガス検知管を含む。）を積載することをいう。</u></p>	<p>第50条関係</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>第11号について</u></p> <p>本号は、<u>アルシン又はセレン化水素を移動するに当たり、第8号に規定する防災資材の携行に加えて講じなければならない措置を定めたものである。</u></p> <p>なお、本号でいう「除害の措置」とは、47リットル容器で5本相当以上を積載する場合にあっては、除害装置又は漏えいした容器を収納するための容器収納筒、ガス検知器（ガス検知管を含む。）等の積載及び特別な緊急時対応措置を講ずることをいう。</p> <p><u>また、47リットル容器で5本相当未満を積載する場合にあっては、ガス検知器（ガス検知管を含む。）を積載することをいう。</u></p>

### 3 その他（基本通達関係）

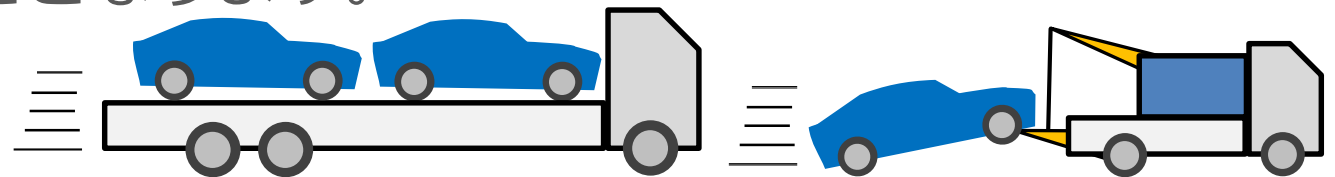
#### 3.4 一般則第49条及び第50条関係（移動）

##### ◆解説

- 一般則第49条第2項の“車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合”とは、FCV等が自ら走行する場合が該当することとなります。



- 一般則第50条の（その他の場合の移動）については、FCV等を積載又は牽引により移動する場合が該当することとなります。



- 一般則第50条中の“**充填容器等**”には、車両法の適用を受ける（高圧法の適用除外となる）「燃料装置用容器」及び高圧法の適用を受ける「**燃料装置用容器**」は**含まれない**とされました。（したがって、警戒標の掲示、危険物との混載禁止などの基準は適用されない）

上記の様に積載・牽引して移動する場合に適用される技術基準は、**一般則第50条第3号及び第4号のみ**とされました。



燃料電池関連規制見直しに係る新制度の説明  
一般高圧ガス保安規則等関係の説明は以上となります

ご視聴いただきありがとうございました